

議案第 4 2 号

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
一部を改正する条例

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成 2 8
年前橋市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項本文中「第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準」の次に「又は同
号ただし書に規定する方法による基準」を加え、同項各号列記以外の部分中「消費性
能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め
る。

第 2 条第 1 項第 1 号中「同表の第 2 欄」を「省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及びロ(1)
に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準
等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲げる額、同号イ(2)
及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物に
あつては同表の第 3 欄」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の 1 戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下
同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。） 誘導仕様基準が適用される共
同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とした
共同住宅等（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。）にあつて
はアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあつては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第 2 の第 1 欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当す
るかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲
げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄に掲げる額
イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第 3 の第 1 欄に掲げる面積の区分の
いずれに該当するかに応じ、同表の第 2 欄に掲げる額

第 2 条第 1 項第 3 号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を
「住宅部分」に改め、同号イ(ア)中「同表の第 2 欄」を「誘導性能基準等が適用され

る建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄」に改め、同号イ(イ)中「第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ(イ)」に改め、同項第4号アからウまで以外の部分中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸」を「住宅部分」に、「第2号ア(」を「第2号(同号ア及びイの規定を)」に改め、同号イ中「住宅部分」を「誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分」に、「共同住宅」を「共同住宅等」に、「それ」を「それら」に改め、同号イ(ア)中「同表の第2欄」を「誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄」に改め、同号イ(ウ)中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同号ウ中「住戸及び建築物」を「非住宅部分」に、「イ」を「イ(ウ)」に改め、同項第5号中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第3項の表中

「

第1号、第2号ア並びにイ(ア)及び(イ)、第3号イ(ア)並びに第4号イ(ア)及び(イ)	第2欄	第4欄
---	-----	-----

」

を「

第1号	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア、第3号イ(ア)及び第4号イ(ア)	誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ(イ)	第2欄	第4欄

」

に改め、同表第3号イ(イ)の項中「第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第4号イ(ウ)及び第5号の項中「誘導基準標準入力法に係る基準」を「誘導基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第4項中「第35条第2項」の次に「(法第36条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第3条第1項第1号中「一戸」を「1戸」に改め、「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同項第2号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同号イ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同項第3号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同号イ中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同項第4号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア及びイ中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同号ウ及び同項第5号中「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同条第2項の表第1号の項中「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準」の次に「又は同号ただし書に規定する方法による基準」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「同号イ(2)(i)」を「同号イ(2)」に改め、「モデル住宅法」の次に「又はフロア入力法」を加え、同表第2号アの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」に、「並びに」を「及び」に改め、同表第2号イ及び第4号イの項中「性能基準」を「性能基準等」に、「フロア入力法」を「モデル住宅法又はフロア入力法」に改め、同表第3号アの項中「第3号ア」の次に「及び第4号ア」を加え、「性能基準」を「性能基準等」に、「モデル住宅法に係る基準」を「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物」に改め、同表第3号イの項中「第3号イ」の次に「第4号ウ及び第5号」を加え、「消費性能基準標準入力法に係る基準」を「消費性能基準標準入力法に係る基準等」に改め、同表第4号アの項及び第4号ウ及び第5号の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年10月1日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、改正後の前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。